

第 1 号 議 案

令 和 3 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

令和3年度亀岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

595,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,846,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年8月30日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 260,970	千円 3,371	千円 264,341
	1 分担金	984	3,371	4,355
15 国庫支出金		5,972,928	101,568	6,074,496
	1 国庫負担金	3,649,563	25,132	3,674,695
	2 国庫補助金	2,302,955	76,436	2,379,391
16 府支出金		3,203,476	16,550	3,220,026
	1 府負担金	1,273,736	519	1,274,255
	2 府補助金	1,730,357	15,731	1,746,088
	3 府委託金	199,383	300	199,683
19 繰入金		1,682,079	54,031	1,736,110
	2 基金繰入金	1,623,420	52,031	1,675,451
	3 財産区繰入金	7,108	2,000	9,108
20 繰越金		56,597	376,180	432,777
	1 繰越金	56,597	376,180	432,777
21 諸収入		398,613	7,500	406,113
	6 雑入	370,386	7,500	377,886
22 市債		4,191,900	36,700	4,228,600
	1 市債	4,191,900	36,700	4,228,600
歳入合計		37,251,000	595,900	37,846,900

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,351,999	千円 424,481	千円 5,776,480
	1 総務管理費	4,412,610	409,910	4,822,520
	3 戸籍住民基本台帳費	172,665	2,395	175,060
	7 環境交通対策費	319,386	12,176	331,562
3 民生費		13,845,941	4,478	13,850,419
	1 社会福祉費	7,052,057	1,900	7,053,957
	2 児童福祉費	5,518,816	2,578	5,521,394
4 衛生費		3,380,857	96,693	3,477,550
	1 保健衛生費	1,785,744	96,693	1,882,437
6 農林水産業費		1,073,061	17,572	1,090,633
	1 農業費	833,015	12,248	845,263
	2 農地費	153,434	5,324	158,758
8 土木費		3,903,782	5,719	3,909,501
	2 道路橋梁費	1,494,686	5,500	1,500,186
	5 住宅費	244,731	219	244,950
9 消防費		1,166,476	26,700	1,193,176
	1 消防費	1,166,476	26,700	1,193,176
10 教育費		3,312,317	11,680	3,323,997
	1 教育総務費	361,893	325	362,218
	2 小学校費	1,097,001	7,828	1,104,829
	3 中学校費	325,552	125	325,677
	5 社会教育費	1,359,685	3,402	1,363,087
11 災害復旧費		1,000	8,577	9,577
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	8,577	9,577
歳 出 合 計		37,251,000	595,900	37,846,900

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
学 校 給 食 加 工 等 委 託 経 費	令和3年度から 令和6年度まで	千円 323,000

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生農林水産 施設災害復旧事業	千円 1,600 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	1,600			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住民交流施設整備事業	千円 2,100 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 14,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
消防施設整備事業	20,300 "	"	"	"	43,100 "	"	"	"
計	4,191,900				4,227,000			